

多摩市下水道施設包括的維持管理業務委託
(第2期)

募集要項

令和6年5月

多摩市下水道部下水道課

- 目 次 -

本書の位置づけ及び用語の定義等	1
1 業務概要	2
(1) 件名	2
(2) 契約目途額	2
(3) 履行期間及び業務実施スケジュール	2
(4) 対象施設	2
(5) 業務の概要	2
(6) 参加事業者の募集及び選定方法	2
(7) 支払方法	2
2 プロポーザル方式を採用する理由と期待する効果	3
3 プロポーザル参加に関する事項	3
(1) 参加要件	3
(2) 参加資格確認基準日	5
(3) 参加事業者が参加資格を喪失した場合の取扱い	5
(4) 業務に要する費用	5
(5) 本業務への参加に伴う費用負担	5
(6) 使用言語、単位等	5
(7) 提出書類の取扱い	5
(8) 提供資料の取扱	6
4 募集、選定等の日程及び問合せ先	7
(1) 参加事業者の募集及び選定のスケジュール	7
(2) 募集要項の問合せ先及び応募書類の提出先	7
(3) 本業務に係る情報の提供	7
5 募集に関する手続き	8
(1) 多摩市公募型プロポーザル参加資格申請書の提出	8
(2) 募集要項等に関する質問	8
(3) 参加資格確認結果の通知	8
(4) 提案資料の提出	9
(5) 応募の辞退	9
6 最適受託候補者の選定等	10
(1) 審査委員会の設置	10
(2) 各審査及び最適受託候補者の選定について	10
(3) 契約手続き	10
7 業務に必要とされる根拠法令や許認可等の取得に関する事項	11
別紙 1 多摩市下水道施設包括的維持管理業務における参加共同企業体の取扱いについて	12
別紙 2 想定する事業実施体制	13

本書の位置づけ及び用語の定義等

<本書の位置づけ>

本募集要項は、参加事業者の募集及び選定を行うに当たっての手続き等を定めたものであり、本業務に係る参加事業者に交付するもので、別冊の以下の書類と一体をなすものである。

- ①標準要求書
- ②審査基準書
- ③提案依頼書

参加事業者は、募集要項等の内容を十分に理解した上で必要な書類を作成、提出すること。

<用語の定義等>

用語	定義
本市	: 多摩市下水道事業(下水道部下水道課)のことをいう。
本業務	: 多摩市下水道施設包括的維持管理業務委託(第2期)のことをいう。
事業者	: 本市と本業務の契約を締結し、本業務を遂行する参加事業者をいう。
プロポーザル方式	: 価格のみの競争ではなく、効率的な業務達成に向けての手法及び取組み体制等の提案を審査し、技術力、実績、受注意欲、見積り金額等を総合的に判断して、市にとって最適な事業者を選定する方式で、本要項においてはプロポーザルと呼ぶ。
参加事業者	: 本業務のプロポーザルへの参加を希望する民間事業者をいう。
募集要項等	: 本業務の実施に際し、本市が公表する書類一式(募集要項、標準要求書、審査基準書、提案依頼書)をいう。
審査委員会	: 「多摩市下水道施設包括的維持管理業務委託プロポーザル方式に係る審査委員会」のことをいう。
受託候補者	: 審査委員会における第二次審査(技術評価)において、技術点が最も高い点数の提案をした参加事業者をいう。
最適受託候補者	: 審査委員会における総合評価において、評価点が最も高い点数の提案をした参加事業者をいう。
提案資料	: 提案書、参考見積等の総称をいう。
提案書	: 募集要項に基づき作成される書類をいう。
参加企業	: 参加事業者のうち、単独で参加する企業をいう。
参加共同企業体	: 参加事業者のうち、複数の企業により構成される共同企業体(JV)をいう。
構成企業	: 共同企業体を構成する企業をいう。
代表企業	: 構成企業のうち、当該企業体を代表する企業をいう。
協力企業	: 事業者がその業務の一部を再委託する企業をいう。
包括的維持管理業務委託契約	: 本業務における維持管理業務の主要な事項について定めるもので、本市と事業者が締結する契約をいう。

1 業務概要

(1) 件名

(下水)多摩市下水道施設包括的維持管理業務委託(第2期)

(2) 契約目途額

¥933, 556, 000－(消費税及び地方消費税を含む)

(3) 履行期間及び業務実施スケジュール

本業務は、契約締結の翌日から令和11年3月31日までを履行期間とする。なお、業務実施スケジュールは、以下に示すとおりである。

表- 1 業務実施スケジュール

項目	予定
契約の締結	令和 7 年 1 月 31 日
業務準備期間	令和 7 年 2 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日(2 箇月)
業務実施期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日(48 箇月)
契約終了	令和 11 年 3 月 31 日

(4) 対象施設

本業務の対象となる施設は、以下の施設とする。

- ・污水管渠、雨水管渠、開水路、マンホール、柵及び取付管等管路施設
- ・マンホールポンプ及び取水ポンプ並びにそれらに付随する設備等
- ・排水樋管
- ・多摩市下水道事業で管理する水路敷等の土地

(5) 業務の概要

- ア 統括業務(統括管理業務、情報管理業務)
- イ 日常的維持管理業務(日常管理業務、住民対応等業務、大雨対応等業務)
- ウ 提案等に基づく業務(最適受託者決定後に追加等を協議)

(6) 参加事業者の募集及び選定方法

本市は、参加事業者を広く公募し、透明性及び公平性の確保に十分留意して最適受託候補者を決定する。なお、参加事業者の募集及び選定は、公募型のプロポーザルで実施する。

(7) 支払方法

本市は、事業者が実施する本業務に対して、契約の定めに従い、その対価を支払う。なお、基本的な考え方については標準要求書のとおりである。また、業務の性質から前払金の支払いは行わない。

2 プロポーザル方式を採用する理由と期待する効果

多摩市下水道事業で想定する下水道施設包括的維持管理業務委託(以下、包括委託)は、主に管渠施設等を対象とするものである。

これは維持管理型の官民連携の一形態であり、管路包括では施設に係る巡視、保守、点検、補修等の多種多様な業務を包括して実施することで、合理的な維持管理の実現を図ることを目的としているが、全国的に見ても実施している自治体は少数であり、受注者側の実績も少ない状況にある。

よって、受注意欲や実施体制の審査が可能であるとともに、全体的な維持管理の中で民間の創意工夫等の提案が受けられ、総合的な評価により受託者の決定を行うため、公募型のプロポーザルを採用する。

なお、事業者からの提案に際しては、地域精進度やこれまでの実績を踏まえ、効率的かつ市民サービス向上につながる提案を期待している。

以上、プロポーザル方式を採用することにより、包括委託を導入する目的である、限られた予算及び人員による、効率的かつ高質な下水道サービスの提供の実現が図られるものと想定している。

3 プロポーザル参加に関する事項

(1) 参加要件

ア 参加事業者の構成

- ① 参加事業者は、参加企業又は参加共同企業体とする。なお、参加事業者の構成においては、協力企業を含める事も認める。
- ② 参加共同企業体については、構成企業の数に制限は設けない。
- ③ 参加共同企業体は、構成企業の中から代表企業 1 社を定め、代表企業が多摩市公募型プロポーザル参加資格確認書類を提出し、代表企業及びその他の構成企業の企業名並びに業務種別を明確にすること。
- ④ 参加企業は本プロポーザルにおける他の参加共同企業体の構成企業となる事は出来ない。また、共同企業体の構成企業が本プロポーザルにおける他の参加共同企業体の構成企業と重複する事、または参加企業となる事は出来ない。なお、協力企業についても他と重複して参加することはできない。

イ 参加要件

参加事業者は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。なお、参加企業体を構成する場合は、「別紙 1 多摩市下水道施設包括的維持管理業務委託における参加企業体の取り扱いについて」に示す取り扱いとする。

- ① 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加者名簿に登録された業者(以下、「電子登録業者」という。)で、電子自治体「多摩市」、申請業種「その他の業務委託等」、「下水道施設工事」、「土木設計」又は「測量」に登録がある者であること。
- ② 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であり、多摩市の契約案件

において過去3年間、同法施行令第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

- ③ 提案資料提出期限時において、多摩市から指名停止処分を受けていない者であること。
- ④ 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき、更生手続き開始の申し立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、本市が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。）にない者であること。（ただし、契約時に上記経営不振の状態にあるものは契約しない。）
- ⑤ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号に違反した場合、同法に基づく処分が明らかになった日から3ヵ月を経過している者であること。
- ⑥ 多摩市契約における暴力団等排除措置要綱に規定する入札等除外措置要件に該当しない者であること。
- ⑦ 参加表明書の提出期限までに、次に掲げる条件を満たす者であること。
 - a 参加事業者の中に、次の業務について公共機関が発注する下水道施設の維持管理等に関する業務実績を有する者が含まれていること。なお、令和5年度（令和6年3月）末で業務完了済みのものとし、次の(a)又は(b)に関しては過去5年以内の実績を示すことができる。
 - (a) 下水道管路施設維持管理業務（管路施設の維持管理・更新に関する業務）
 - (b) 下水道施設維持管理業務（処理場・ポンプ場の維持管理・更新に関する業務）
 - b 次に掲げる条件を満たす者を業務の実施場所に配置できる者であること。
 - (a) 下水道管路施設及び下水道施設の維持管理に関して高度な専門知識と見識及び相当の経験を有し、業務に関する的確な判断ができ、業務の遂行上、関係法令を踏まえた適切な指導監督ができる者。
 - (b) 下水道管路施設及び下水道施設の維持管理に関して専門知識及び経験を有し、作業員等に適切な指示を与え、業務を適切に実行できる者。
 - (c) 下水道管路施設及び下水道施設の維持管理に関して基礎的な知識と専門的技術及び経験を有し、指示された業務について状況に応じた適切な機械器具を使用し、上級者を補佐して作業員等に指示し的確に業務処理ができる者。
 - (d) 下水道法第22条で定める有資格者
 - (e) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
 - (f) その他、実施する各業務において関係法令で配置が定められた有資格者。
 - c 地域に精通しているとともに、多摩市内に資機材の置き場を有しており、市の指示や市民からの連絡等、事案の発生から概ね30分以内に現場へ到着できること。

(2) 参加資格確認基準日

参加事業者は、上記に示す参加要件を満たすことを証明するため、参加資格の確認を受けなければならない。参加資格の確認基準日は、多摩市公募型プロポーザル参加資格確認書類の提出締切日（令和6年7月5日）とする。

(3) 参加事業者が参加資格を喪失した場合の取扱い

参加事業者である参加企業及び参加共同企業体の代表企業が、委託契約の締結日までの間に参加資格を欠くに至った場合、当該参加企業及び参加共同企業体は失格とする。

また、代表企業以外の構成企業が資格喪失した場合は、当該構成企業が受託する予定であった業務について、新たに参加資格の確認を受けたうえで構成企業の役割分担の変更又は構成企業の追加を認める。

(4) 業務に要する費用

本業務の契約目途額は「1－(2)」に記載のとおりとし、契約目途額に対する算定根拠は公表しない。なお、上記金額を超えて見積りを行った場合は失格とする。

(5) 本業務への参加に伴う費用負担

本業務への参加に伴う費用は、全て参加事業者の負担とする。

(6) 使用言語、単位等

プロポーザルへの参加及び本業務に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は日本円、時刻は日本標準時とする。

なお、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用しないこと。

(7) 提出書類の取扱い

ア 著作権

提案資料の著作権は、参加事業者に帰属する。ただし、本業務の公表及び本市が必要と認めるときは、本市は提案資料の全部又は一部を無償で使用できるものとする。この場合、参加事業者の技術・商業上のノウハウは公表しない。

イ 提出書類の返却等

参加事業者からの提出書類は返却しない。

ウ 確認書類の提出

提出書類の内容を確認するため、確認書類（契約書、証明書の写し等）の提出を求められた場合は、遅滞なく提出する事。

エ 提出書類の無効

提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該参加表明書又は提案資料を無効とする。

オ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用したことにより生じる責任は、原則として参加事業者が負う。

(8) 提供資料の取扱

本市が提供する資料は、本業務に関する検討以外の目的で使用してはならない。また、本業務に係る検討の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく、第三者にこれを使用させたり、又は内容を提示したりしてはならない。

4 募集、選定等の日程及び問合せ先

(1) 参加事業者の募集及び選定のスケジュール

本業務における参加事業者の募集及び選定のスケジュールは、以下のとおりとする。

表- 2 参加事業者の募集及び選定のスケジュール

実施事項	予定
募集要項等の公表	令和6年 5月31日
多摩市公募型プロポーザル参加申請書の受付期間	令和6年 6月17日 ~ 7月 5日
参加資格確認結果の通知(発送日)	令和6年 7月23日
質問の受付期間	令和6年 5月31日 ~ 6月17日
質問の回答日(HP 公開またはメール送付日)	令和6年 6月28日
提案資料の提出期間	令和6年 7月23日 ~ 8月30日
一次審査結果の通知(発送)	令和6年 9月27日
二次審査の実施	令和6年10月16日
最適受託候補者の決定・二次審査結果の通知(発送)	令和6年11月27日
契約調整手続き	令和6年12月 1日 ~令和7年 1月中旬
契約の締結	令和7年 1月31日

募集スケジュールの詳細については、「5. 募集に関する手続き」を参照。

上記スケジュールについては、社会情勢等により変更となる可能性がある。

(2) 募集要項の問合せ先及び応募書類の提出先

多摩市 下水道部 下水道課 施設担当

所在地 〒206-8666 東京都多摩市関戸 6 丁目12-1

電話 042-338-6845

FAX 042-339-4413

電子メール tm810100@city.tama.tokyo.jp

(3) 本業務に係る情報の提供

本業務に係る情報の提供は、本市の公式ホームページを通じて行うものとする。

5 募集に関する手続き

(1) 多摩市公募型プロポーザル参加資格申請書の提出

多摩市公募型プロポーザル参加資格申請書は、提案依頼書の提出書類一覧に基づき、必要な書類を作成して提出すること。なお、申請書は以下のとおり受け付ける。

ア 受付期間

令和6年6月17日 9:00 から 令和6年7月5日 17:00 まで

イ 提出方法

多摩市公募型プロポーザル参加資格申請書の提出は、参加企業の代表者又はその代理人、参加共同企業体においては代表企業の代表者又はその代理人が、本市(P.7 (2)参照)に直接持参し提出すること。また、代理人が持参する場合は、代表者の委任状を提出すること。なお、来庁の際には必ず事前に電話連絡すること。

ウ 提出書類

提出書類については、提案依頼書に記載のとおり。

(2) 募集要項等に関する質問

募集要項等に関する質問は以下のとおり受け付ける。なお、募集要項等とは、「募集要項」・「標準要求書」・「審査基準書」・「提案依頼書」を指す。

ア 受付期間

令和6年5月31日 9:00 から 令和6年6月17日 17:00 まで

イ 提出方法

質問の提出方法は、募集要項等に関する質問書(様式 I-1から様式 I-4)に記入の上、電子メールにより、件名を「【包括】募集要項等に関する質問(企業名)」(「 」を除く。)として、本市(メールアドレスはP.7 (2)参照)に提出する。なお、提出者は電話により、着信の確認を行うこと。

ウ 募集要項等に関する質問の回答

募集要項等に関する質問の回答は、令和6年6月28日 17:00頃に、本市公式ホームページにおいて公表する。ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関する質問については、当該質問者のみに電子メールにより回答する。また、回答の公表に当たっては質問者を匿名化する。

なお、不当に混乱を招く可能性があると思われる質問については回答しない。

(3) 参加資格確認結果の通知

参加資格審査の結果は、本市が令和6年7月23日に、参加事業者に参加資格確認通知書を発送する。

なお、参加資格がないと認められた参加事業者は、提案資料の提出をすることができない。

参加資格がないとされた参加事業者は、本市に対して参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。

(4) 提案資料の提出

参加資格が認められた参加事業者から、提案資料を受け付ける。

なお、提案資料は提案依頼書に記載のとおり。

ア 受付期間

令和6年7月23日 9:00 から 令和6年8月30日 17:00 まで

イ 提出方法

参加企業の代表者又はその代理人、参加共同企業体においては代表企業の代表者又はその代理人が、本市(P.7 (2)参照)に直接持参し提出すること。また、代理人が持参する場合は、代表者の委任状を提出すること。

なお、来庁の際には必ず事前に電話連絡すること。

提出された書類を確認後、本市は受付票を発行する。

(5) 応募の辞退

多摩市公募型プロポーザル参加資格申請書の提出以降、提案資料の提出期限日まで随時応募を辞退することができる。

応募を辞退する場合は、令和6年8月30日まで(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く9時から17時まで。ただし、12時から13時までを除く。)に辞退届(様式V)を本参加企業の代表者又はその代理人、参加共同企業体においては代表企業の代表者又はその代理人が、本市(P.7 (2)参照)に直接持参し提出すること。また、代理人が持参する場合は、代表者の委任状を提出すること。

なお、来庁の際には必ず事前に電話連絡すること。

6 最適受託候補者の選定等

(1) 審査委員会の設置

本市は、提案書等の最適受託候補者の選定を実施するため、審査委員会を設置する。なお、審査委員会の構成は以下のとおりとし、審査期間中に審査員に不当接触した者又は接触しようとした者は失格とする。

- ◆ 多摩市都市整備部長
- ◆ 多摩市下水道部長
- ◆ 多摩市企画政策部資産活用担当課長
- ◆ 多摩市都市整備部道路交通課長
- ◆ 多摩市環境部公園緑地課長
- ◆ 多摩市下水道部下水道課長

(2) 各審査及び最適受託候補者の選定について

審査は、参加資格審査、提案審査(第一次審査及び第二次審査)、総合評価により行い、審査委員会は、第二次審査(技術評価及び価格評価)の結果をもとに評価点を算出し、最も得点の高い者を最適受託候補者として選定する。

なお、審査の詳細については「審査基準書」に定めるところによる。

(3) 契約手続き

ア 契約の締結

本市は、最適受託候補者として選定された者に見積書の提出を依頼するとともに、本業務に関する契約交渉を行い、合意した上で契約を締結する。

イ 最適受託候補者が契約を締結しない場合

本市は、以下のいずれかに該当し最適受託候補者が業務契約を締結できない場合は、次席者に選定された者と契約交渉を行うものとする。

- ① 本募集要項に定める要件を満たすことができなくなったとき
- ② 契約交渉が成立しないとき又は最適受託候補者が本契約の締結を辞退したとき
- ③ その他の理由により本契約の締結が不可能となったとき

7 業務に必要とされる根拠法令や許認可等の取得に関する事項

本業務に関連する主な関係法令は下記のとおりであるが、業務を実施するに際し関係する法令、条例、規則及び要綱は遵守するものとし、最新のものを用いる。なお、ここに記載の無いものであっても業務上遵守する必要があるものについては同様とする。

- (1)健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- (2)労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (3)労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）
- (4)消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- (5)建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- (6)建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- (7)港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）
- (8)毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）
- (9)道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- (10)下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- (11)中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）
- (12)道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- (13)河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
- (14)電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- (15)騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- (16)廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- (17)水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- (18)酸素欠乏症等防止規則（昭和 47 年労働省令第 42 号）
- (19)労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (20)雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
- (21)振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- (22)環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- (23)個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

別紙1 多摩市下水道施設包括的維持管理業務における参加共同企業体の取扱いについて

この取扱いは、多摩市下水道施設包括的維持管理業務における参加共同企業体についての基本的な取扱を定めたものである。

1. 参加共同企業体の運営形態

本業務を複数の企業により構成される企業体で実施する場合、その運営形態は、各構成員が一体となって業務を実施する共同方式または、それぞれの専門技術及び知見を有効に活用可能な分担方式とする。

2. 構成員の要件

参加共同企業体の構成員の要件は次のとおりとする。

- (1) 構成員数の制限は設けない
- (2) 各構成員は、当該業務もしくは当該業務と同種又は類似の維持管理業務について、元請としての実施実績を有すること。
- (3) 出資比率を定める場合は、担当する業務の実施量等に加え、共同企業体として構成員が連帯責任を負うことを考慮し、実態に即したものとすること。
- (4) 業務の分担のないものを構成員とすることは認めない。

3. 必要書類

参加共同企業体を結成しようとするものは次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 多摩市下水道施設包括的維持管理業務参加共同企業体(JV)協定書の写し
- (2) 委任状の写し

4. 資格審査

本プロポーザルにおける参加共同企業体の資格審査は次のとおりとする。

- (1) 募集要項の3(1)イに定める①の参加要件は参加共同企業体として満たすものとし、②～⑧に示す参加要件は、参加共同事業体構成員の全てが満たすものとする。
- (2) 参加共同企業体の構成員として本件に参加する手続きを行った者は、単独で参加資格を有している場合であっても、参加企業としての参加は認めない。また、他の参加共同企業体の構成員になることもできない。さらに、協力企業を含め他の参加者となることはできない。
- (3) 代表者が参加資格を欠くに至った場合、参加共同企業体は本件に関する参加資格を失うものとする。代表者以外の構成員が参加資格を欠くに至った場合は、当該構成員を除外し、新たに参加資格の確認を受けた上で、構成員の追加又は構成員の役割分担の変更を認める。

